（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
⑵　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）
⑶　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（連結包括利益計算書）　（単位：百万円）

科　目	金　額
当期純利益（又は当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）
1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と併せて記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（連結損益及び包括利益計算書）　（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
その他保険引受収益	
保険代位等収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
その他運用収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
保険代位債権等取得額	△
諸手数料	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
その他保険引受費用	
保険代位等費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	